

仕 様 書 (案)

1 件 名

MINATO×アート事業運営支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 目的

アートが持つ力を、文化芸術分野だけでなく分野横断的に活用することで、他分野における課題の解決に貢献するとともに、日常の中で人々の感性を動かし新たな価値を生むなど区民生活のさらなる充実を図ることを目的とする。

5 業務概要

ヒアリングを通じて、他分野における課題を抽出し、それぞれの課題解決や魅力向上にアートの視点を取り入れた提案を行い、区の政策にアートを反映する。

6 業務内容

(1) 庁内支援体制の構築

受注者は、本業務を実施できる適切な人員体制で事務局（他分野へのアート活用に知見を持つ有識者を含む）を構成し、企画運営及び進行管理を行う他、以下の業務を行うこと。

ア 区が設置する文化芸術の有識者を含めたアドバイザー会議に出席し、事業の進捗を報告すること。（年4回想定）

また、アドバイザー会議での意見を事業に反映すること。

なお、アドバイザー会議の構成メンバーの選定及びそれに係わる費用は、別途区が負担する。

イ 相談業務

区職員から他分野におけるアート活用等の相談を受けた際は、随時対応し、原則として対面で活用方法を提案すること。

また、相談及び提案の内容を記録し、区へ報告書として提出すること。

ウ 区職員向け勉強会の実施

アートが様々な区政課題の解決に寄与し、施策の効果を高める可能性があることなどを十分に庁内に浸透させ、本事業の認知度の向上を図るため、他分野とアートの掛け合わせに精通した講師による、アートの活用方法や他自治体の事例紹介等を行う勉強会を実施すること。（年3回程度想定）

勉強会の日時や具体的な内容については、発注者と事前に協議のうえ決定することとし、対面とオンラインの両方で参加できる形で実施すること。

勉強会の一環として、アートの活用方法を体験するワークショップを実施すること。

受注者は、資料（教材）作成、当日の会場設営、運営及び進行を行うとともに、勉強会終了後に参加者に対してアンケートを実施し、結果を取りまとめる

こと。

勉強会の内容を録画し、資料（教材）とともに庁内で配信可能なデータ形式で提出すること。

エ 他自治体の事例調査

他自治体における、分野横断的なアート活用に関する情報収集を行うこと。相談業務や勉強会を効果的に進めるために、事例紹介などで使用する庁内資料を作成すること。

オ 民間提案制度の制度設計、募集及び選考支援

区や事務局からの提案だけではなく、民間事業者やNPO法人等からアート活用提案を募集する区の制度を設計すること。内容は区と十分協議の上、企画案として取りまとめること。

＜企画すべき事項＞

ア 概要（目的、実施スケジュール等）

イ 募集内容・応募資格・応募方法

ウ 選考方法・選考委員

エ 広報手段

オ その他、必要となる事項

本制度の募集に当たっては、広報、提案募集、区における事業者の選定後の事業者との調整まで行うこと。（選考委員への報酬及びアート活用事業の実施費用は、別途区が負担する）

選考支援として以下の業務を行うこと。

（ア）評価支援業務

選考に係る事業者からの提案書類について、評価を行うための情報の整理を行うこと。

（イ）選考委員会に係る事務局支援業務

選考委員会に係る事務局の庶務について支援し、情報の収集や資料作成等を行うこと。

（２）他分野における課題の抽出

事務局による課題ヒアリングなどを通じ、他分野におけるアート活用方法を探る。

ア 課題ヒアリング

受注者は、各部・各支所（20部署程度）に対し、最低１回のヒアリングを行い、対話をしながら課題に対するアート活用の手がかりと方向性を探ること。ヒアリング終了後は、都度、速やかに報告書を作成し提出すること。

なお、報告書の内容は、ヒアリングを通じて抽出した課題を整理・分析し、中長期的な計画を含めたものとする。

イ 所管課と打合せ（次年度以降の実施事業の検討）

次年度以降の事業展開を視野に、候補となる所管課と打合せを行い、アート活用方法の検討や効果的な施策の実施につなげる。

（３）モデル事業の実施

受注者は令和８年３月31日までに終了するモデル事業を実施すること。

モデル事業の内容は、発注者と協議の上決定することとし、他分野の課題にアートを活用した提案事業を行うものとする。

モデル事業の実施に要する費用は、別途区が負担する。

- ア 事業実施事業者の検討・提案、事業者との調整を行うこと。
- イ 実施事業のフォローアップを行うこと。
少なくとも最低3回(初期・中期・終期)のフォローアップを行うこととし、
実施事業の進捗状況等により、追加的にサポートを行うこと。
- ウ モデル事業実施報告書の作成

7 成果物の提出

本業務の成果物として、以下のものを提出すること。

成果物は、紙媒体2部に加え、電子データでも提出すること。なお、電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

(1) 相談及びヒアリング内容報告書

相談及びヒアリング後に都度提出する報告書とは別に、一覧にまとめたものを提出すること。

- (2) 勉強会で使用する資料(教材)、録画データ及びアンケート結果
- (3) 他自治体事例調査に関する報告書
- (4) 他分野における課題抽出結果報告書
- (5) 民間提案募集制度の企画書
- (6) モデル事業実施報告書
- (7) 業務完了報告書

本年度実施した内容をまとめ、報告するとともに、浮かび上がった課題等を踏まえ、次年度へ向けた提言を行うこと。

＜提出期限＞

- (1) 相談及びヒアリング実施後3営業日以内
- (2) 勉強会実施後1週間以内
- (3) 令和7年5月31日までに報告書を提出し、業務完了まで更新すること
- (4) 令和7年6月30日までに報告書を提出し、業務完了まで更新すること
- (5) 令和7年7月31日まで
- (6) モデル事業実施後1週間以内
- (7) 令和8年3月31日まで

8 成果物の著作権

成果物の著作権は、区に帰属する。

ただし、受託者が保有する著作物を基に区に提供される報告書その他資料等を作成するに当たっての原著作物に関する著作権、その他の無体財産権は、受託者に留保されているものとするが、区は自己の業務に必要な範囲内で、原著作物を含む契約成果物を自由に利用することができることとする。なお、受託者が保有する著作権等についてはその範囲等を明確にした上で区へ報告し、了承を得ること。

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに事務局の運用体制を定め、責任者氏名・部門・役職、担当者の役割分担、緊急連絡先等が明記された、体制一覧を区に提出すること。
- (2) 原則として、事務局のメンバーは、固定すること。メンバーを交代する場合は、区の承諾を得た上で、異動名簿を速やかに提出すること。

- (3) 受託者は、契約締結後速やかに事業全体の年間スケジュール等を記載した業務実施計画書を作成し、区に提出すること。また、少なくとも毎月1回、業務の進捗状況を書面で区に報告し、その承認を得ること。
- (4) 発注者が別途指定した場合を除き、本契約の履行に当たって行われた会議等の議事録を作成すること。議事録は会議後3営業日以内に作成するとともに、発注者へ提出し、了承を得ること。

10 支払方法

契約代金は、業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき、一括で支払うものとする。

11 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、区と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに区と協議し、承認を得ること。

12 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

13 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、区と受注者で協議の上決定する。

14 問合せ

港区産業・地域振興支援部地域振興課文化芸術振興係
電話 03-3578-2343